

△建築局関係

午前10時00分開会

◆（加納委員） おはようございます。それでは、質問通告に従って質問をさせていただきます。公明党の加納でございます。

委員長、スライドの使用をよろしく願いいたします。

◆（加納委員） それでは、建築局の平成27年度の決算と主な事業について総括的に幾つか伺います。まず決算について伺います。

平成27年度の決算について局長の所感を伺います。

◎（坂和建築局長） おはようございます。建築局でございます。よろしく願いいたします。

平成27年度は、市民の幸福度を高めるため、安全、安心で環境に優しいまちづくりを目指し、取り組みを進めてまいりました。そのため、いつ起きてもおかしくない大地震に備えた耐震対策や老朽化などが進む集合住宅団地の再生のほか、市民に愛され親しまれる公共施設整備などについて着実に取り組みを進め、一定の成果を上げることができたと思っております。引き続き、自然災害、人口減少、高齢化などの現状と将来の課題を見据え、建築局職員が一丸となって市民のニーズに適切かつ迅速に取り組んでまいりたいと思っております。

◆（加納委員） それでは、これからは具体的に聞かせていただきます。

実は局長、2年前の本日10月6日、台風18号の大雨により、緑区白山で発生した崖崩れにより1の方が亡くなられたのです。それが2年前のきょうです。そして、何か不思議なえにしを感じますけれども、緑区白山の崖崩れを教訓とした平成27年度の違反是正の取り組みについてまずは伺っていきます。

◎（坂和建築局長） 白山の崖崩れではとうとい命が失われました。この災害が崖崩れであったことに加えまして、未是正の違反造成地であったことを建築局といたしましては大変重く受けとめております。二度とこのようなことが繰り返して起こらないよう、強い思いで職員一丸となって取り組んでまいりました。違反是正につきましては、業務の進め方を根本から見詰め直し、人命を守ることが最大の使命であることを再認識するなど、職員の意識改革から始めています。平成27年度の取り組みについては、従来から進めている3つの基本方針である、違反の未然防止、違反の早期発見、厳正な対応を柱にした対応とともに、体制の強化や進捗管理の徹底に取り組みました。

◆（加納委員） そうしたら、その後新たに見えてきた違反造成に対する課題と今後の方針について伺います。

◎（坂和建築局長） 違反造成につきましては、短期間で突如として工事が始まることや意図的に行われるケースが多く、未然防止が難しい状況があります。また、造成地に近接した周辺家屋などにも災害の危険を及ぼす場合も生じています。さらに、是正には大規模な工事が必要となり、資金も時間もかかることから是正が進まない要因となっております。このような違反に対しまして、迅速な是正指導の強化のほか、特に人命の危険性の高いものや悪質なものについては、法令に基づく命令などの行政処分をちゅうちょなく進めるとともに、緊急性の高い場合は、行政代執行も視野に入れ、厳正に対処してまいります。

◆（加納委員） 次に、東京都の豊洲市場移転問題に関連して少し伺います。

多くの公共施設の整備に取り組んでいる建築局として、今の東京市場移転問題の課題認識をどう確認しているのかということと今後の取り組みについて伺います。

◎（坂和建築局長） 市内には学校とか市営住宅とか地区センターなど 2600 施設の公共建築物がありまして、その整備や保全に当たっては、安全性や機能性、快適性、環境性能といった施設に求められるさまざまな性能を十分に見きわめ、設計や工事を着実にやっていくことが重要と考えております。今回、豊洲の件でさまざまな報道がされておりますが、私ども、その情報だけでは十分に全容を把握することはできませんが、施設の特性や施設管理者や利用者などの意向を踏まえながら、引き続きしっかりと取り組んでいくことが改めて大切であると強く感じております。

◆（加納委員） 次に、都筑区のマンションの不適切な施工問題についても伺わせていただきます。都筑区のマンションでは、民間の指定確認検査機関が建築確認及び施工完了検査を行ったと聞いております。

そこで、都筑区のマンションについて、指導監督をする立場の横浜市にこれまでの対応とかかわりを伺います。

◎（坂和建築局長） 都筑区のマンションの問題が発生したのはちょうど 1 年前だと考えておりますけれども、まさに事業者に対するこれまでの指導経過でございますが、事業者や施工者に対しては、建物の安全性の確認、徹底した原因究明、住民の方への適切な情報提供と丁寧な対応の 3 つの指導方針のもと指導してまいりました。なお、建築基準法第 12 条第 5 項に基づく安全検証等を事業者などに求め、検証も進めております。また、建築確認などの手続上のかかわりについてですが、事業者から横浜市に対して建築確認申請前に環境的な性能をみずから評価する CASBEE の届け出があり、内容を確認した後、公表いたしました。その後、事業者から申請を受けた指定確認検査機関は、建築基準法に基づく建築構造などの審査を行い、適合を確認した上で確認済証や検査合格証を交付し、建物概要などを示した報告書を横浜市に提出いたしました。

◆（加納委員） それでは、ちょっとスライドを、（資料を表示）今、局長がおっしゃっていただいた、これは CASBEE 横浜なのです。先ほど言ったように、これは平成 17 年から CASBEE、国と連携してやっています。これは環境の問題についてしっかりとそのビル、マンション等が適合しているかどうかということの評価するというので、建て主が横浜市に義務づけられていて届け出をして、それを横浜市はこうやってホームページにアップしている。そして、そこには A とか B とか S とか評価があるということの確認でよろしいのでしょうか。

◎（坂和建築局長） そのとおりでございます。

◆（加納委員） 実はこれは何枚かのうちの 1 枚なのですけれども、詳しく言うと、S が一番いいのです。大変すばらしい。A は大変よい。今回の都筑区のマンションは大変よいだったのです。そこで、横浜市はさらに民間の指定確認検査機関から報告書をこれ以外に受理しており、その報告書には今回問題となっているくいなどに関する内容も記載されています。

そこで、横浜市はこれらの報告書でくいなどについて確認することはできなかったのか、お伺いいたします。

◎（坂和建築局長） CASBEE とその後の建築確認をあわせてお答えさせていただきますが、建築基準法の規定では、指定確認検査機関は、建築確認の審査、検査業務を適切に行う役割を担い、行政は立入検査や取り消し処分などを通し、公正かつ的確な業務が行われるよう指導することとなっております。この法の趣旨から、建築計画の概要や各審査項目の適否が簡略に記載された報告書が指定確認検査機関から横浜市に提出されることになっております。この報告書には、構造計算書やくいの施工に関する図書を添付することは義務づけられていないため、くいなどの状況を確認することはできません。なお、事業者からは――これは三井不動産レジデンシャル株式会社のほう

ですが――指定確認検査機関に対して、検査時に提出されたい工事施工結果報告書が改ざんされていたため、指定確認検査機関はくいの不適切な施工を見抜くことができませんでした。

◆（加納委員） 平成11年の確認検査制度の民間開放以降、これは大きなポイントの一つです。姉歯問題、免震ゴム問題、都筑区の今回のマンションでの基礎ぐい問題が発生して、市民は大変不安に感じています。そこで、スライドをもう一度見てください。これは先ほど局長が言った確認検査報告書、それから、これはその中にさまざま掲載されている報告書の中身、そうですね。

◎（坂和建築局長） はい。

◆（加納委員） 事業者や民間の検査確認のさまざまやる。本当に局長が言ったように、この黄色い枠でやったところ、やはりくいだとか、地盤だとか、それが一番右側、適合の適まで書いてある。それからこれもそうです。これは実は同じような形で横浜市に報告を求めたものなのだけれども、これも実はそういったものは書かれている。基礎の底部、基礎ぐいの先、先端の位置まで書かれている。そういうことが報告されているわけです。さらに、変更の場合はという話を局長がしました。変更の場合についてだと、レ点を打って、ここが変更ですよ、こういうことですよ。それでよろしいのでしょうか。局長。

◎（坂和建築局長） 小野田部長から答弁させていただきます。

◎（小野田建築指導部担当部長） 今、委員のほうから御説明がありました最後の2枚のスライドでございますが、先ほどちょっとおっしゃいましたように、これは当初の確認ではなくて変更確認ということで指定確認検査機関のほうに提出された書類で、それに基づいて指定確認検査機関がチェックするという項目になってございます。ですから、1つ目の今ごらんになっていただいています基礎地盤説明書というところで基礎ぐいの先端位置と書いてございますが、これはこの変更確認の際に変更がなかったので指定確認検査機関はチェックをしていないということでございます。次のスライドのほうでございますが、この基礎ぐい等計算書というところでございますが、その変更確認の際に、基礎ばりという部分についての変更がありまして、それに基づいて構造計算の変更をしているという届け出がありましたので、指定確認検査機関は右側のレ点のところにチェックをさせていただいたということで、指定確認検査機関は適正なチェックをしていると市としては認識してございます。

◆（加納委員） そこで、今言った民間の指定確認検査機関から本市に報告書が義務づけられている。今おっしゃっていただいたように、地盤やくいに関する照合内容や照合結果を記載する欄がある。これは本市に来ているわけです。こういうところで本市が対応できることがあるのではないかと思うのだけれども、今の制度などをもう一度横浜市として検証する必要があると私は考えるのですけれども、見解を伺います。

◎（坂和建築局長） 今回の問題は、施工に関する建設業法や建築基準法などが関連していると考えてございます。そのため、再発防止に向けては、建設業界全体と行政が一体となった全国レベルでの統一的な取り組みが必要と考えています。そうした観点から、事業者から報告を受けた後、速やかに国土交通大臣に対し、建設業法や建築基準法などの関係法令の検証を要請させていただきました。国土交通省では、本年3月に基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための告示やガイドラインなどを策定するなど対応が行われています。本市では引き続き徹底した原因究明を行いまして、その結果を国土交通省に報告する予定でございます。それを受け、国土交通省におきましては必要に応じた対応がなされるものと考えております。

◆（加納委員） 今のお話のように、これは国土交通省で有識者委員会による中間取りまとめ、今のお話を提言されて

今やっていますので、今言ったような形でそれを待つしかないということは一方であるのだけれども、できることはしっかりやっていただきたい、こういうことでお願いをしておきます。

次に、一方で、今議論してきたようないわゆる問題をほうふつさせる身近な事例があるので質問させていただきます。建築局の基本施策に、的確な建築、住宅指導行政の推進を掲げていますが、民間の指定確認検査機関が建築確認及び完了検査をした戸建て住宅の新築に際して、実は污水管や雨水管の接続先が当初申請したとは異なっている経路で公共下水道に接続されているという事案がありました。建築局には紹介しましたが、このことについて、今回の事案の経緯及び今回の再発防止策について伺います。

◎（坂和建築局長） 今回の件は、委員おっしゃいましたように、戸建て住宅の宅内ますと公共下水道との接続工事におきまして、事業者からの着手届の提出がなされないまま工事を終えていたというものでございます。担当の土木事務所では、現場の完了検査に先立ち、事業者に着手届の提出を促し、現在は手続が完了しているとのことでございます。今回と同様のことが再発すれば、結果としてエンドユーザーの市民の方へ大変御迷惑がかかることから、土木事務所では、再発防止策として、工事の承認書に計画の変更がある場合の手続や工事完了届の提出などにつきまして条件欄に記載するなど、事業者への周知徹底を図ることとし、既に実施していると聞いております。また、庁内においては、建築局から環境創造局へこの内容をきめ細かく情報提供するとともに、環境創造局におきましては、今回の件を全土木事務所へ情報共有し、連携を図ると伺っております。

◆（加納委員） 改めて、この事案において建築確認申請手続は適正に行われたのでしょうか。もう一度確認いたします。

◎（坂和建築局長） 建物完成後の完了検査におきまして、指定確認検査機関は、配置図の排水経路を含む建築確認時の図書と現地を照合し、建築物の適法性を確認することとなっております。しかし、今回の件では、設計者が変更届を提出していなかった問題のほか、本来チェック機関としての機能を果たすべき指定確認検査機関が、完了検査の際に建築確認時の図面と現地の排水経路が異なっているにもかかわらず、見過ごし、検査済証を発行いたしました。なお、申請手続の瑕疵はございましたが、結果としては建築物及び敷地について建築基準法の実態上の違反はありませんでした。

◆（加納委員） さらに、今回の不適切な検査に関する再発防止策についても伺っております。

◎（坂和建築局長） 既に私ども建築局から市内を業務区域とする指定確認検査機関の 38 機関に対しまして、この不適切な事例の共有、再発防止の周知徹底を行ったところでございます。

◆（加納委員） この事案については副市長にも御質問しますが、実はこの事案は、建築局だけではなくて、土木、下水関連業務、民間業者まで及んでいる、いわゆる手続が不正だったということです。それから、申請書を出す、土木事務所への申請を出しておいて、変更届も完了届もない中で建築物が建ってしまったと。だから、建ってしまった後、どうするのだと。設計では右から配管をしていたのに、現場は左からになっていると。そうすると、家を建てた人は、建てた後にあっと驚いているわけです。そのことを指摘したら、実は変更届も出していないから、完了届も出していないと書類上まずいので、先上りしてというか、変更届を書くのだよ。完了届も書くのだよ。それはしようがない。後づけで、つまり、公文書にうそ偽りの日にちと変更届、完了届が書かれているのです。これは公文書偽造だよ。実はそういうことが意外と 18 区のこの関係する局区の中でどうしても幾つかは出てきているみたいです。幾つか確認しました。

さらに、申請書と違う場所に接続したのだけれども、これはたまたま大きなます、雨水ますと污水ますがあるのだけれども、それをきちんと確認しないものだから、污水ますと雨水ますというふたを見て接続してしまったのだ

けれども、このふたが間違っていたのです。言っていることはわかりますか。つまり、長い間、昭和の時代から雨水ますに多くの人が汚水を流していたという実態があるのだよ。言っていることはわかりますよね。普通はこんなひどいことはあり得ないでしょう。

しかも、長い間民間企業に委託して掃除をしてもらっているのだけれども、ここもよく見ていないものだから、掃除すれば、ますのふたが違っているのはわかるのだよ。でも、それも長い間わからずにいたということは掃除の仕方がどうだったのかということだよ。つまり、関係する行政も業界も、それから関係する局区も全てやるべきことをやらずに見過ごしていたということだよ。だから、先ほどの豊洲の問題やら、マンションの問題やら、崖の問題やら含めてやってきたけれども、実は建築局の所管するところも、横浜市の所管するところでも同じようなことが起こっているということ。したがって、そのことをよくよくわかった上で今後しっかりやっていただきたいと思うのだけれども、技術系の局を所管する平原副市長にこの事案についての見解を伺います。

◎（平原副市長） 今、委員からるる御説明をいただきました。私もこの短い時間で不十分だったかもしれませんが、一連の事案について調べさせていただきました。委員がおっしゃっているとおりということを確認したところでございます。今回は個人の住宅ということで、個人の住宅は一生に一度買うか買わないかという大変な局面での出来事でございます。今回は指定確認検査機関、それから排水設備業者、どちらにも対応の仕方にまずさがあったということでございます。既に指定確認検査機関並びに土木事務所のほうでこの情報を共有するように、改善できるところは取り組み始めましたけれども、今回の事案を大変重く受けとめまして、今後こういったことがないように、関係局が連携して取り組めるような体制を組んでいきたいと思います。

◆（加納委員） よろしくお願ひいたします。

それでは、市営住宅について伺います。

昨年、横浜市住宅政策審議会から答申が出ました。そこで、確認の意味で、市営住宅の供給に向けた具体的な取り組みの提案について伺います。

◎（坂和建築局長） 答申では、市営住宅の適切なストックマネジメントの推進といたしまして、住宅のさらなる長寿命化及び一部住宅の建てかえ時期の前倒しによる建てかえ時期の平準化が示されております。また、適正な市営住宅管理のさらなる推進といたしまして、同一親族が居住し続けることができる入居承継制度等を見直すことで、より困窮度の高い高齢者や子育て世帯の入居機会の拡大を図ることも示されております。

◆（加納委員） 毎回応募してもなかなか抽せんに当たらない方も多くいる一方で、今の入居承認制度ということで、ある方たちがずっと親族が住み続けるという、この点について、入居者の管理、厳格化の観点から入居承認制度の見直しについてお伺ひいたします。

◎（坂和建築局長） 国の基準に準拠いたしまして横浜市営住宅条例施行規則の改正を検討しております。現在、入居承継が可能となっている配偶者及び3親等以内の親族を、配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者に変更いたします。これによりまして入居者管理の適正化を図り、真に住宅に困窮する方の入居や既存入居者の加齢、病気などによる上層階から下層階への住みかえの促進が期待できると考えております。

◆（加納委員） さらに答申では、長寿命化と建てかえの時期の平準化について示されているのだけれども、今までたくさんやってきました。木造の建てかえ、エレベーターの設置、住戸内改善とか。一方でエレベーターや浴室のない住宅も実はあるのです。

そこで、浴室のない住宅の公衆浴場までの距離とそれに対する認識を伺います。

◎（坂和建築局長） 浴室のない住宅は4団地ございますが、その中には、近隣の公衆浴場が廃業したことによりまして、現在は公衆浴場まで歩いて20分程度かかる市営住宅もございます。特に高齢の方にとっては利用しづらい状況であると認識しております。

◆（加納委員） 私も見て回りましたが、20分といたら厳しいですよ。ある人は電車に乗るとか、ある人は自転車で行くとか言っています。

そこで、こういったことも含めて早期に建てかえるべきと考えますけれども、浴室のない市営住宅の建てかえについて伺います。

◎（坂和建築局長） 浴室のない4団地につきましては、現在の間取りに新たに浴室を設置することは困難でありまして、また、築50年以上経過している状況がございます。そうしたことから、建物本体や給排水等の設備の老朽化が大変進んでおります。そのため、優先して建てかえに取り組んでいくことが必要と考えております。

◆（加納委員） 建てかえるのですか。その確認だけ。

◎（坂和建築局長） 建てかえを優先して取り組むことを考えております。

◆（加納委員） 建てかえる、その上で優先して建てかえるのですか。

◎（坂和建築局長） 委員のおっしゃるとおりでございます。

◆（加納委員） さっき言ったように、入居者の高齢化が進み、年金生活者や生活支援の必要な方々も相当数居住しており、家賃負担や引っ越しのための労力、費用の問題も発生すると思われまます。そこで、生活支援者への家賃補助の上乗せ、こういったことも含めて考えるべきではないかと思うのですけれども、建てかえ事業を円滑に進めるため、どのような対策があるのか、加えて福祉的な支援策も必要と考えますが、見解を伺います。

◎（坂和建築局長） 建てかえ事業を円滑に進めるためには、周辺の浴室のある市営住宅や民間賃貸住宅への仮移転や住みかえを行います。また、移転料の補償や仮移転中の家賃の据え置き、建てかえ後の家賃の減額措置――激変緩和措置でございますが――などの費用負担の軽減も行ってまいります。さらに、入居者の多くが高齢者であるため、建築局だけではなく、生活支援にかかわる区役所や健康福祉局などと連携して対応してまいります。

◆（加納委員） 局長、もう一点、私もずっと見てきましたけれども、建てかえもそうだけれども、見たら、安全性からすると非常に厳しい。細かいことは言わない。よく知っているはずだから。こういったことから安全対策という観点から局長の御見解をいただきます。

◎（坂和建築局長） 市営住宅全般につきましては、老朽化したものもございますが、まずは安全対策といたしまして耐震化に努めてまいりました。全ての市営住宅が耐震化を今終了している、あるいは今寿町住宅のように建てかえを進めているという状況がございます。その後にバリアフリーという形でエレベーターの設置、できるところは設置してまいりました。そのような中で、まだ外構部分も含めたり、建物そのもの自体の外壁の落下等の懸念もある団地もございます。そういう意味で安全性という視点は十分に基本に置き、対応していきたいと考えております。

◆（加納委員） それは全体的にはわかるのだけれども、浴槽のない住宅についての安全対策について、細かいことは言わないけれども、よくわかっているはずだから、早急にやらないと。実はこの問題については、我が党の竹野内

議員も継続的に取り組んできたところでもありますので、今後も引き続きやってまいりますから、どうぞよろしくお願いたします。

次に、市営住宅内の自治会町内会における電気代負担縮減について伺ってまいります。

入居者は年々高齢化して経済的にも厳しく、近年の電気料金値上げで共益費の負担が重く、自治会の運営も厳しいと聞いています。私の地元の市営橋戸原ハイツでは、自治会費に占める電気代などの割合が3分の2も占めている。本市では地域防犯灯をESCO事業でLED化しており、市営住宅以外の自治会町内会の電気代はほとんど負担がなくなったと。市営橋戸原ハイツ自治会から建築局に周辺自治会と同様にLED化の推進を要望したと聞いていますが、そこで、自治会からの相談を受け、どのような対応をしたのか、伺います。

◎（水上住宅部長） 自治会からの御相談を受けまして、地域の自治会が所有する防犯灯はLED化が進められていますが、市営住宅の外灯は本市が所有しているため、当該事業の対象にならないことや、現地を調査した結果、外灯設備は劣化しておらず、早期のLED化は困難であることを御説明いたしました。

◆（加納委員） さらに、電気代を縮減するために行った工夫を教えてください。

◎（水上住宅部長） 自治会の皆様と一緒に住宅敷地内を歩きまして状況を確認いたしました。その結果、市営住宅の外灯に、地域の防犯灯、道路照明灯や住宅の階段照明が近接している場所が複数あることがわかりました。その状況を踏まえて自治会の皆様と協議し、防犯上影響が少ない場所について一部の外灯を消灯することにいたしました。

◆（加納委員） スライドを見てください。これが市営橋戸原ハイツの脇にある照明です。一番左側が隣の町内会の防犯灯、右手前の大きなものが市営住宅のいわゆる外灯、それから一番向こうが道路照明灯、大体こういうものが同じ場所についているのです。そこで、今、部長が言ったように、一番右手前の市営住宅の外灯については電球が4つついているのだよ。実はそれを間引いた。こういうことをやっているわけです。それから階段のところの電気、これも全部市営橋戸原ハイツはLEDに変えたのです。

実は市営橋戸原ハイツは、自治会の努力もあって、周辺地域との相談の上、さっき言った一部の外灯を消し、消したことで下がった電気代をもとに、県の補助事業を活用して階段などの共用部分の電灯のLED化を図ったのです。そのときに、実は1本20ワットで、普通買うと約2400円ぐらいのものが、県の補助事業があったのね。そこで聞いたら、税込みで672円でいいというわけです。それでネットでやる。でも、1回につき何本と決まっているから、高齢者が頑張ってネットでやって約240本ぐらい買った。間引きした電気代、下がった電気代で買うしかない。横浜市がやらないから。それでやった、その結果どうなったかということ、月々10万円から電気代が縮減したということ、これはありがたい話ですよ。

そこで、温暖化や環境対策に取り組んでいる建築局所管の市営住宅の照明も周辺自治会と同様にLED化すべきと考えますが、局長の見解を伺います。

◎（坂和建築局長） 委員が言われましたように、入居者の方の経済的負担とともに、省エネルギーや環境保護の観点からも照明設備のLED化は非常に重要であると強く認識しております。そのため、器具の老朽化や設置状況を踏まえまして、計画的な修繕を実施していく中でLED化に向けて取り組んでまいります。

◆（加納委員） 修繕をしながら本当にどんどんLED化してもらいたい。それができれば、予算を計上しながら、優先的なこともあるけれども、きちんとLED化してもらいたい。平原副市長、いかがでしょうか。

◎（平原副市長） 今、局長から申しましたとおり、省エネルギー、環境保護という面からもLEDというのは大変

意味があるのだろうと考えております。市営住宅の照明設備についてもLED化に取り組んでまいります。

◆（加納委員） 全市の市営住宅の中にある約139の自治会町内会は、これがLED化されるとこれだけ下がるのです。だから物すごく助かる。高齢者でなかなか経済的に厳しい人が倍払うところが削減するのだから、これは早急にやっていただきたい。

次に、公共施設における受動喫煙対策について伺います。

公共施設を新規に整備する場合、受動喫煙対策がどのように整理されるのか。WHOの勧告や神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の内容なども含めて確認をしていきたいと思えます。

まず、一般的な公共施設の新規整備に当たっては、禁煙、喫煙できる空間をどのように取り扱っているのか、お伺いいたします。

◎（坂和建築局長） 公共施設の整備に当たりましては、市民ニーズや施設管理者の意向を踏まえた上で、必要となる諸室や機能を洗い出し、法令などで求められている条件を前提に設計を進めています。禁煙となる空間と喫煙できる空間の考え方などの必要諸室の条件はできるだけ早い段階で設計条件として整備することが望ましいと考えておりますが、施設規模や施設の機能などの状況により、設計を進めながら決定していく施設もございます。

◆（加納委員） そこで、私は、2007年にWHOが示した受動喫煙防止の政策勧告が今後の目指すべき道筋だと考えているのです。確認のために、WHOが2007年に受動喫煙対策で示した内容について局長に伺います。

◎（坂和建築局長） WHO、世界保健機関が2007年に示した内容のうち、公共施設整備にかかわるものとしては3つございますが、1つ目は、屋内は分煙でなく完全禁煙でなければならない。2つ目は、法律によって全ての人に完全禁煙を保障すること。3つ目は、法律を適切に履行し、十分な対策を講じて徹底させることとなっております。

◆（加納委員） おっしゃるとおりで、一方で、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例があつて、そこには、禁煙の措置を講じなければならない施設と禁煙または分煙の措置を講じなければならない施設と分類されていて、分煙の場合は禁煙と喫煙区域の明確化が必要だと定められているのです。

そこで、県の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例では建物にどのような対応を求めているのか、局長のほうから具体的にお聞かせください。

◎（坂和建築局長） 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例におきまして、不特定かつ多数の者が出入りする空間を公共的空間として、その施設管理者に対し受動喫煙防止の措置を講じることが定められてございます。具体的に申し上げますと、官公庁施設や学校、物販店舗などの第1種施設では禁煙の措置を講ずることとされており、飲食店舗やサービス店舗などの第2種施設では禁煙または分煙の措置を講じることが定められております。なお、1種、2種、いずれの施設におきましても喫煙所を設けることは可能とされております。

◆（加納委員） WHOの趣旨からすると、私からすると、ちょっと弱い、甘いかなとは思うのだけれども、それはそれとして、今後複合化という問題が出てくるのです。条例上の取り扱いが異なる施設を複合化する場合、どのような対応をするのか、伺います。

◎（坂和建築局長） 先ほどの1種と2種の施設が複合化する場合ということでお答えさせていただきますと、喫煙禁止区域内では、喫煙が禁止されているほか、周囲からたばこの煙が流れ込んでくることも防ぐ必要があります。そのため、喫煙する部分は壁などできちんと区画し、ドアなどの開口部がある場合はたばこの煙が流れ出さないように空気の流れを制御いたします。また、煙を屋外へ排出する設備を設けるとともに、排気に伴う周辺に対する配

慮を行います。さらに、施設利用者が一目でわかる案内サインの設置などの対応が必要となっております。

◆（加納委員） さらに、条例上の取り扱いが異なる施設を複合化する場合の共有部分の取り扱いと配慮すべきことについて局長に伺います。

◎（坂和建築局長） 通路や廊下などの共用部分は喫煙禁止区域となります。したがって、共用部分に喫煙所を設ける場合は、先ほど申し上げましたとおり、区画や排気の処理を適切に行い、人通りの少ない場所に配置するなど設計上の工夫を行い、受動喫煙のリスクを徹底的に排除する必要があります。

◆（加納委員） 環境未来都市や文化観光都市、国際都市を標榜する横浜市であるだけに、敷地内禁煙を道筋として、さらなる受動喫煙対策に取り組むべきだと私は考えております。そこで、新市庁舎について、新市庁舎は複合施設であり、できれば、WHOの勧告、県条例の趣旨、本市の受動喫煙防止対策の実情などに鑑み、早期に具体的な方向を決定すべきと考えますが、見解を伺います。

◎（坂和建築局長） 新市庁舎は商業施設なども入りまして複合施設となります。そのため、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するという条例の趣旨をしっかりと踏まえ、新市庁舎の管理方針や飲食店舗などの複合施設であることを考慮した上で、市民活動や憩いの場となる低層部の共用部分も含め、今後、総務局と連携しながら検討を進めていきたいと考えております。

◆（加納委員） 同じく新市庁舎の受動喫煙対策について平原副市長の見解を伺っておきます。

◎（平原副市長） 来るべき2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催をきっかけとして、横浜の魅力向上を図る中で、世界へ向けて横浜のまちの魅力、あるいはおもてなしの気持ちを発信するということが御説明しながら新市庁舎整備を進めようとしております。そういう観点からも受動喫煙防止の推進は大変重要であると考えております。新市庁舎における方針もしっかりと検討しながら決定してまいりたいと思います。

◆（加納委員） 時間が30秒ぐらいありそうなので、その他で防災ベッド、耐震シェルターの取り組みについてお伺いしておきます。平成27年度の防災ベッドや耐震シェルターの補助実績と今年度の進捗状況をまず伺っておきます。

◎（久松企画部防災担当部長） 平成27年度末の補助実績については、防災ベッドが3件、耐震シェルターが10件、合計13件となります。今年度の進捗状況につきましては、防災ベッドが8件、耐震シェルターが13件、合計21件の申請を受け付けておりまして、この半年間で既に昨年度の実績を上回っている状況でございます。

◆（加納委員） ただ、申請手続から完了するまで時間が長いというのだよね。そこで、防災ベッド、耐震シェルターの普及に向けた工夫が大事だと思うのです。いかがでしょうか。

◎（坂和建築局長） 今、申請期間が長いということでございますが、補助金交付審査の中で建物の所有実態や納税状況の確認等を行っており、1カ月程度の期間を要しております。申請者が円滑に設置や工事に着手できるように、審査手続の見直しを図り、制度の改善に努めてまいります。また、熊本地震の直後、ゴールデンウィークに多くの市民が集まる市民防災センターでのイベントなどの場を活用しながら、模型展示やDVD放映等を行うなど、具体的な商品内容を知っていただく啓発活動を行ってまいりました。引き続きさまざまな周知、啓発の機会を捉え、さらなる設置促進に向けた取り組みを進めてまいります。

◆（加納委員） スライドをごらんください。これが防災ベッド、シェルター。そこで、最近は防災家具が選択肢としてあるというのだけれども、局長、防災家具というのはわかりますか。

◎（坂和建築局長） 私も防災家具というものにつきましては承知しております。

◆（加納委員） さらなる普及に向けて取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

◎（坂和建築局長） 先ほど防災ベッドというのを、加納委員が今言われたように、ちょっと説明させていただきますと、鉄骨を用いることで数十トンの荷重にも耐えられる防災テーブルや押し入れの中に鉄骨フレームを組み込む押し入れシェルターなど、建物の倒壊から身を守るものが防災家具ということになっておりまして、こういうことも含めて、防災ベッド、耐震シェルターの普及につきましては、旧耐震基準の木造住宅に住み、地震に不安を抱いている方々に対し、防災ベッドや耐震シェルターという改修工事よりも安く設置ができて、地震から命を守るための有効な手段であることが広く知れ渡るように、より細かく普及啓発を進めます。また、熊本地震以降、防災ベッドは重要な減災対策であるということを国に対して要望を行ってまいりました。その結果ではございますが、一定の理解が得られ、来年度、平成 29 年度からは国費を導入することのめどが立ったと伺っております。今後も積極的に国費を活用していくこととともに、防災ベッド等の普及に向け、より一層取り組みを進めます。

◆（加納委員） 終わります。

-----